

札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱

平成 17 年 4 月 13 日 管理者決裁

改正	平成 18 年 10 月 25 日	平成 19 年 5 月 15 日
	平成 19 年 9 月 28 日	平成 20 年 4 月 8 日
	平成 20 年 9 月 16 日	平成 21 年 2 月 20 日
	平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 9 日
	平成 21 年 9 月 24 日	平成 22 年 4 月 27 日
	平成 22 年 8 月 10 日	平成 23 年 3 月 7 日
	平成 23 年 5 月 25 日	平成 25 年 3 月 25 日
	平成 26 年 2 月 26 日	平成 27 年 5 月 21 日
	平成 28 年 5 月 30 日	平成 30 年 3 月 28 日
	令和元年 10 月 1 日	令和 2 年 11 月 24 日
	令和 4 年 10 月 25 日	令和 6 年 3 月 28 日
	令和 6 年 12 月 27 日	令和 7 年 1 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市交通局が発注する工事等のうち、一般競争入札に付する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計金額が 250 万円を超える工事をいう。
- (2) 設計等 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務のうち設計金額が 100 万円を超える委託業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (4) 工事等担当部 事業管理部に係る工事等にあつては事業管理部、高速電車部に係る工事等にあつては高速電車部をいう。
- (5) 工種等 工種及び業種をいう。
- (6) 施工等実績 施工実績及び履行実績をいう。
- (7) 施工等現場 施工現場及び履行現場をいう。

(対象工事等)

第 3 条 一般競争入札に付する工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事等であつて、特例政令の規定に基づき一般競争入札（以下「特例政令に基づく一般競争入札」とい

う。)に付する工事等

- (2) 特例政令の適用を受けない工事等であつて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、必要な資格を有する者により行わせる一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する工事等

- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、特別の事情がある工事等については対象工事等としないことができる。この場合は、工事等担当部においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式 1 により決裁を得なければならない。

（告示）

第 4 条 一般競争入札の告示は、別記 1 標準告示例により作成するものとする。

（入札説明書）

第 5 条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

- 2 入札説明書は、別記 2 標準入札説明書例により作成するものとする。
3 入札説明書には、告示の写し、契約書案、提出書類の様式、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成 15 年 10 月 29 日事業管理部長決裁）その他必要と認める書類を添付しなければならない。

（入札参加資格）

第 6 条 一般競争入札に参加する者（共同企業体の場合においてはその構成員をいう。）は、次の各号に定める条件に該当する者でなければならない。

- (1) 札幌市交通局競争入札参加資格者として、対象工事等と同種の工種等について認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。）。
(2) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(1)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、

申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について元請としての施工等実績があること。（管理者が特に要しないと認める場合を除く。）
- (7) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等を確保しており、当該技術者が適正な資格等を有していること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（共同企業体の場合は構成員をいう。）でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。
- （特定共同企業体の結成条件）

第7条 特定共同企業体に発注する対象工事等において入札参加を希望する者は、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年10月8日管理者決裁。以下「共同企業体要綱」という）及び次の各号に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しな

ければならない。

- (1) 構成員の数は、管理者が対象工事等に応じて決定する数を満たしていること。
- (2) 各構成員が対象工事等に係る入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(入札参加資格の決定)

第 8 条 管理者は、前 2 条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ第 14 条に規定する札幌市交通局一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

(入札の参加申請)

第 9 条 一般競争入札に参加しようとする者は、告示に定めるところに従い、次の各号に掲げる書類により管理者に申請し、第 6 条及び第 7 条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 2）
- (2) 同種工事施工実績書（様式 3）又は同種業務履行実績書（様式 3 の 2）
- (3) 配置予定技術者経歴書（様式 4）
- (4) 協定書（共同企業体要綱別表。特定共同企業体のみ提出する。）
- (5) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第 10 条 管理者は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式 5）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、管理者が定める日まで、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、管理者は入札参加資格に係る理由説明書（様式 6）により回答するものとする。

3 管理者は、第 1 項の入札参加資格の確認及び第 2 項の回答を行うときは、あらかじめ第 14 条に規定する札幌市交通局一般競争入札参加資格審査委員会の議を経なければならない。

(入札に参加できない者)

第 11 条 次に掲げる者は、対象工事等の入札に参加できない。

- (1) 第 9 条に掲げる書類を告示に定める提出期限までに提出しなかった者
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(設計図書の閲覧等)

第 12 条 特例政令に基づく一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年交通局規程第 11 号）第 5 条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 制限付一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、管理者が指定する日までに質疑応答書（様式 7）を提出しなければならない。

4 前項の質問があった場合、管理者は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

（入札の執行等）

第 13 条 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

（審査委員会）

第 14 条 一般競争入札に係る入札参加資格の確認等を行うため、札幌市交通局一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。

（1）入札参加資格の決定に関すること。

（2）入札参加資格の確認に関すること。

（3）入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。

（4）その他管理者が必要と認めること。

3 審査委員会には、当面、札幌市交通局工事被指名者選考委員会規程（昭和 42 年交通局規程第 36 号）に規定する被指名者選考委員会を充てるものとする。

（委任）

第 15 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事業管理部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 25 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 21 日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 23 日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月25日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月9日から施行する。

事前審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程(平成4年交通局規程第17号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

札幌市交通事業管理者
交通局長

記

第1 契約担当部局

〒004-8555
札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係
電話011-896-2709

第2 対象工事

「〇〇〇〇工事」ほか〇〇件

第3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇・〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

- (3) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
 - ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと。(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
 - なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
 - ア 資本関係
 - (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市交通局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づき、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。

2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員とし

て同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了まで毎日、交通局入札情報サービス（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出し、本市による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 1 提出期間 この告示の日から、対象工事ごとに別表にて定める提出期限まで
- 2 提出方法 原則として電子入札システムにより提出すること。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市交通局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和6年3月28日管理者決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局庁舎5階 入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

1 入札保証金

- (1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除
予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付。
ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限
対象工事ごとに別表にて定める。
- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間
対象工事ごとに別表にて定める。

2 契約保証金

納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保

險契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

3 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

4 落札者の決定方法

対象工事ごとに別表にて定める。

- 5 第5及び第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。

- 6 交通事業管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

7 調査協力義務

この入札に参加する者は、交通局（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

8 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、建設業法施行規則第13条の14第2項において定める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約担当部局に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- 9 詳細は別表及び入札説明書による。

事後審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程(平成4年交通局規程第17号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

札幌市交通事業管理者
交通局長

記

第1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

電話011-896-2709

第2 対象工事

「〇〇〇〇工事」ほか〇〇件

第3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 〇・〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

(3) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
- ア 資本関係
- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市交通局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。

2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了まで毎日、交通局入札情報サービス（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- 1 提出期間
対象工事ごとに別表で定める。
- 2 提出方法
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、申請書及び資料を、第1に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/koutuukeiyaku>）により送信しなければならない。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市交通局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和6年3月28日管理者決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局庁舎5階 入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

- 1 入札保証金
 - (1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除
予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付。
ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
 - (2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限
対象工事ごとに別表にて定める。
 - (3) 入札保証保険及び入札保証の期間
対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 契約保証金

納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

3 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

4 落札者の決定方法

対象工事ごとに別表にて定める。

- 5 第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 交通事業管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

7 調査協力義務

この入札に参加する者は、交通局（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

8 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、建設業法施行規則第13条の14第2項において定める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約担当部局に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

9 詳細は別表及び入札説明書による。

事後審査型一般競争入札の告示（業務、電子入札案件）

一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

札幌市交通事業管理者
交通局長

記

第 1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

電話 011-896-2709

第 2 対象業務

「〇〇〇〇業務」ほか〇〇件

第 3 入札参加資格

1 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記第 6 に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共通事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 〇・〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。）

(3) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 対象業務ごとに定める技術者等の条件を満たすこと。

(7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 札幌市交通局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。

2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

(1) 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。

(2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

(3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

(4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

- 1 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了まで毎日、交通局入札情報サービス（P P I、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、第 1 に示す契約担当部局においても交付する。

第 5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- 1 提出期間
対象業務ごとに別表で定める。
- 2 提出方法
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、申請書及び資料を、第 1 に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/koutuukeiyaku>）により送信しなければならない。

第 6 落札等に係る入札参加の条件

第 1 回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成 14 年 7 月 26 日管理者決裁）第 7 条第 1 項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市交通局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和 6 年 3 月 28 日管理者決裁）第 10 条第 1 号に規定する落札予定者並びに札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（平成 14 年 7 月 26 日管理者決裁）第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する次順位者等の内訳書については、次の 1～3 に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第 1 回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）がないこと。

第 7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象業務ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 交通局庁舎 5 階 入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第 8 その他

- 1 入札保証金
免除
- 2 契約保証金
納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は札幌市交通局契約規程第 25 条第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。なお、札幌市交通局契約規程第 25 条第 3 号の規定による免除については、次に掲げる条件を全て満たしている履行実績を 2 件以上必要とする。
 - (1) 本市その他官公庁との契約であること
 - (2) 契約年度の前々年度から契約締結日までに業務が完了し、引き渡しが進んでいること
 - (3) 工事に係る設計業務、監理業務、地質調査業務及び支障物件調査業務並びに測量業務であること
 - (4) 締結しようとする契約金額の概ね 5 割以上であることなお、契約保証金の算定において 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 3 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。
 - (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
 - (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
 - (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
 - (4) 2 以上の入札書を提出した者の入札
 - (5) 入札書の内容が確認できない入札
 - (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札

- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札
- 4 落札者の決定方法
対象業務ごとに定める。
- 5 第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 交通事業管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- 7 調査協力義務
この入札に参加する者は、交通局（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。
- 8 詳細は別表及び入札説明書による。

入札説明書 (工事、事前審査型一般競争入札、電子入札案件)

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、対象工事ごとに定める提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「資料」という。) を原則として電子入札システムにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱 (平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。) 様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム (PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>) においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験 (入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。) については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類 (契約書の写し等) を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) も添付すること。 (共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (これらの情報が読み取れるQRコード含む。) をマスキング (黒塗り) すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領 (平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。) に基づく参加停止を行うことがある。 (共同企業体の場合は、各構成員に適用する。)

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱 (平成14年10月8日交通事業管理者決裁) 別表の様式により作成すること。

オ 契約締結期限時点で有効 (審査基準日から1年7か月を経過していないもの) な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、対象工事ごとに定める入札参加資格確認通知日までに電子入札システムにより通知する。

(5) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例： ○○○○（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを越える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、交通事業管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者としめないものとする。

(8) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当

部局と別途協議するものとする。

- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(5)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 工事費等積算内訳書の提出

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して、開札日の翌日までに書面により提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

7 落札決定の取消し等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札までの間において参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

8 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

9 契約書作成の可否等

札幌市交通局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

- (1) 前払金
契約金額の4割以内とする。
- (2) 中間前払金
 - ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。
 - イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。
 - ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。
- (3) 部分払金
 - ア 札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号。以下「契約規程」という。）第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を90で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。
 - イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。
- (4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

12 その他

- (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。
- (4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定

めに従い入札に参加すること。

- (5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（工事、事後審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を1に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/koutuukeiyaku>）により送信し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む。）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置予定技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成18年10月25日交通局事業管理部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となることのできない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年10月8日交通事業管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から1年7か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

オ 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word形式

(イ) Microsoft Excel Excel形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能なPDF形式

(エ) 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式

(オ) その他特別に認めたファイル

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者としめないものとする。

(8) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-オに示すところによること。

(4) 電子入札システムにより提出する工事費等内訳書のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名（工事費等内訳書）及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・工事費等内訳書・0090000111】

※「㊤」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

(※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。)

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消し等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札者結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

札幌市交通局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号。以下「契約規程」という。）第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を90で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、入札期間の最終日とする。

入札説明書 (工事、総合評価落札方式 (計画審査型)、電子入札案件)

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、対象工事ごとに定める提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料 (以下「資料」という。) を原則として電子入札システムにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱 (平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。) 様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム P P I、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>) においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験 (入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。) については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類 (契約書の写し等) を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) も添付すること。 (共同企業体による実績である場合は、協定書も提出すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (これらの情報が読み取れるQRコード含む。) をマスキング (黒塗り) すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置予定技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領 (平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。) に基づく参加停止を行うことがある。 (共同企業体の場合は、各構成員に適用する。)

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱 (平成14年10月8日交通事業管理者決裁) 別表の様式により作成すること。

オ 契約締結期限時点で有効 (審査基準日から1年7か月を経過していないもの) な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、対象工事ごとに定める入札参加資格確認通知日までに電子入札システムにより通知する。

(5) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術経歴書・0890000111】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明

らかにすること。

- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(5)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して、開札日の翌日までに書面により提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

7 落札決定の取消し等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札までの間において参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

8 落札者結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

9 契約書作成の可否等

札幌市交通局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知の翌開庁日に、1に示す契約担当部局において交付する。

10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号。以下「契約規程」という。）第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を90で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

- (4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

12 その他

- (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

- (2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。

- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

- (4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

- (5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とす

る。

別記 2 (標準入札説明書例)

入札説明書 (工事、総合評価落札方式 (実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型、人材確保・育成型、地域貢献Ⅰ型及び地域貢献Ⅱ型)、事後審査方式、電子入札案件)

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料 (以下「資料」という。) を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱 (平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。) 様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム (PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>) においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験 (入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。) については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類 (契約書の写し等) を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) も添付すること。 (共同企業体による実績である場合は、協定書も提出すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類 (コリンズ、設計書、図面等) を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (これらの情報が読み取れるQRコード含む) をマスキング (黒塗り) すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者候補者の中から配置予定技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱 (平成14年10月8日交通事業管理者決裁) 別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書 (見積参考) に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。 (※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。)

カ 契約締結期限時点で有効 (審査基準日から1年7か月を経過していないもの) な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術経歴書・0090000111】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成18年10月25日交通局事業管理部長決裁）第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札者結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

札幌市交通局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号。以下「契約規程」という。）第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を90で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

別記 2 (標準入札説明書例)

入札説明書(工事、総合評価落札方式(一括審査Ⅰ型及び一括審査Ⅱ型)、事後審査方式、電子入札案件)

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料(以下「資料」という。)を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。)様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム(PPPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>)においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験(入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。)については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類(コリンズ、設計書、図面等)も添付すること。(共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類(コリンズ、設計書、図面等)を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコード含む)をマスキング(黒塗り)すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、本工事は一括審査方式を適用する総合評価落札方式の対象工事であるため、複数の技術者を配置予定技術者とするとは認めない。複数の技術者を配置予定技術者とした場合、当該入札参加者のした入札は無効とする。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱(平成14年10月8日交通事業管理者決裁)別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書(見積参考)に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。(※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。)

カ 契約締結期限時点で有効(審査基準日から1年7か月を経過していないもの)な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ、書面により申請書及び資料を持参し、提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、市長が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、市長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成18年10月25日交通局事業管理部長決裁）第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

札幌市交通局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号。以下「契約規程」という。）第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を90で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（業務、事後審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を1に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/koutuukeiyaku>）により送信し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者等の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類（テクリス、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む。）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。
着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置予定技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（平成14年7月26日交通事業管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の業務の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成18年10月25日交通局事業管理部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となることのできない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年10月8日交通事業管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成し

て提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

オ 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

(5) 1 回目又は 2 回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象業務ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(8) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第 1 回の入札書を提出するにあたっては、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-オに示すところによること。

(4) 電子入札システムにより提出する工事費等内訳書のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名（工事費等内訳書）及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・工事費等内訳書・0090000111】

※「㊿」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札者結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市交通局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。ただし、工事監理に関してはなし。また、履行期間が2年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし

(3) 部分払金

なし。ただし、工事監理に関しては、札幌市交通局委託業務契約約款（工事監理）による。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）、札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日事業管理部長決裁）、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、又は資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、入札期間の最終日とする。

別記 2（標準入札説明書例）

入札説明書（業務、総合評価落札方式（測量業務型、設計業務型）、事後審査方式、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類（テクリス、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む。）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置予定技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年10月8日交通事業管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイ

ル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

- (ア) Microsoft Word Word 形式
- (イ) Microsoft Excel Excel 形式
- (ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式
- (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- (オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術経歴書・0090000111】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成 21 年 3 月 31 日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第 7 条第 6 項に定める電子入札様式 1 を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

- (ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が 3MB を超える場合
- (イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合
- (ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。
- (5) 1 回目又は 2 回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。
- (7) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。
- (8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

- (1) 電子入札システムを利用して第 1 回の入札書を提出するにあたっては、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。
なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第 6 の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第 8-3 に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 17 年 4 月 13 日交通事業

管理者決裁)第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。)に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市交通局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。また、履行期間が2年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市契約規程(平成4年交通局規程第17号)、札幌市交通局競争入札参加者心得(平成15年10月29日事業管理部長決裁)、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

別記 2 (標準入札説明書例)

入札説明書 (業務、総合評価落札方式 (一括審査測量業務型、一括審査設計業務型)、事後審査方式、電子入札案件)

1 契約担当部局

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話011-896-2709

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料 (以下「資料」という。) を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱 (平成17年4月13日交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。) 様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、入札情報サービスシステム (PPI、<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>) においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験 (入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。) については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類 (契約書の写し等) を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類 (設計図書、設計概要書の写し等) も添付すること。 (共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類 (テクリス、設計書、図面等) を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (これらの情報が読み取れるQRコード含む。) をマスキング (黒塗り) すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、本業務は一括審査方式を適用する総合評価落札方式の対象業務であるため、複数の技術者を配置予定技術者とすることは認めない。複数の技術者を配置予定技術者とした場合、当該入札参加者のした入札は無効とする。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱 (平成14年10月8日交通事業管理者決裁) 別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した業務設計書 (見積参考) に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。 (※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。)

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイ

ル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で 1 に示す契約担当部局へ資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成 21 年 3 月 31 日交通事業管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第 7 条第 6 項に定める電子入札様式 1 を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が 3 MB を超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、市長が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

(5) 1 回目又は 2 回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、市長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出したされた入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第 1 回の入札書を提出するにあたっては、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第 6 の条件を満たさない場合は落札者としめないものとする。また、告示第 8-3 に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市交通局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 17 年 4 月 13 日交通事業

管理者決裁)第6条に定める落札決定までの間において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。)に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市交通局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。また、履行期間が2年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市契約規程(平成4年交通局規程第17号)、札幌市交通局競争入札参加者心得(平成15年10月29日事業管理部長決裁)、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

一般競争入札を行うので、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年交通局規程第 11 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇年〇月〇日

札幌市交通事業管理者
交通局長

記

1 契約担当部局

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

2 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇工事
- (2) 工事場所 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目
- (3) 工事内容 鉄筋コンクリート造、〇階、延面積〇㎡
- (4) 工期 〇年〇月〇日まで
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇㎥、鉄筋〇〇 t、アスファルト合材〇〇 t、ガードレール〇〇m

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「〇〇」で登録していること。
（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき工種「〇〇」の再認定を受けていること。）

- (3) 札幌市における(2)の登録の際に客観的事項について算定された点数が〇〇〇〇点以上であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (4) 札幌市交通局競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本工事と同種の工事（〇年以後に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について元請としての施工実績があること。ただし、同種の工事の実績が、共同企業体によるものである場合は、出資比率が 20%以上であること。【同種の工事の条件を工事ごとに詳細に明示する。】
- (7) 本工事の施工計画が適正であること【必要な場合のみ記載する。】
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ア 1 級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- ウ 工事場所に配置する技術者が、上記に(6)掲げる同種の工事に該当するものの経験を有すること。【必要な場合のみ記載する。】
- (9) 上記 2 に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (10) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。
- (13) その他【必要な場合のみ記載する。】

4 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。

(2) 交付場所 1に同じ。

5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。

(2) 提出場所 1に同じ。

(3) 提出方法 持参すること。

6 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時 〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

(2) 場所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目 〇〇〇入札室

(3) 提出方法 持参すること。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保証金の取扱店 〇〇銀行〇〇店）。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 地方自治法第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするがある。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号に定められた同種工事を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。
- (9) 現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 1に同じ。

なお、工事の内容については、次の部局に照会すること。

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

- (11) 入札参加資格者名簿に登録していない者の参加 上記3(2)に掲げる登録をしていない者も上記5により申請書及び資料を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該登録を完了し、かつ、入札参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は入札説明書による。

9 Summary 【概要】

- (1) Subject matter of the contract: Construction work of the ・ ・ 【工事名】
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: ・ ・ 【申請書及び資料の提出期限】
- (3) Time-limit for the submission of tenders: ・ ・ 【入札日時】
(tenders submitted by mail: ・ ・ 【送付による入札の期限】)
- (4) The office in charge of the contract and the contact point for tender documentation: ・ ・ 【契約担当部局及び入札説明書配付場所】

別記 2 の 1（標準入札説明書例（単体用））

入札説明書

札幌市交通局の〇〇〇〇工事に係る入札告示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日及び告示番号 〇年〇月〇日 札幌市交通局告示第〇〇号

2 契約担当部局

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

3 工事概要

(1) 工事名 〇〇〇〇工事

(2) 工事場所 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目

(3) 工事内容 鉄筋コンクリート造、〇階、延面積〇㎡

(4) 工期 〇年〇月〇日まで

(5) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇㎥、鉄筋〇〇 t、アスファルト合材〇
〇 t、ガードレール〇〇m

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「〇〇」で登録していること。（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき工種「〇〇」の再認定を受けていること。）

(3) 札幌市における(2)の登録の際に客観的事項について算定された点数が〇〇〇〇点以上であること。【必要な場合のみ記載する。】

(4) 札幌市交通局競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日管理者決裁。以下「指名停止措置要領」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本工事と同種の工事（○年以後に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について元請としての施工実績があること。ただし、同種の工事の実績が、共同企業体によるものである場合は、出資比率が 20%以上であること。【同種工事の条件を工事ごとに詳細に明示する。】
- (7) 本工事の施工計画が適正であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ア 1 級○○施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、
「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。【建築工事の場合。】
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士の免許を受けた者
- (イ) これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- ウ 工事場所に配置する技術者が、上記(6)に掲げる同種の工事に該当するものの経験を有すること。【必要な場合のみ記載する。】
- (9) 上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと
- (10) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は同一入札に参加することができない。（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ア 資本関係
- (イ) 親会社（商法第 211 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(13) その他【必要な場合のみ記載する。】

5 設計業務等の受託者等

上記 4、(9)の「上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

〇〇〇〇設計株式会社

6 入札参加資格の確認等

(1) この入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。この場合において、送付又は電送による申請は受け付けない。

なお、上記 4、(2)に掲げる登録をしていない者も次に従い申請書と資料を提出することができる。この場合において、上記 4 (1)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4、(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4、(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。

イ 提出場所 2 に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(2) 申請書は、別添様式〇により作成すること。

(3) 上記 4、(6)に掲げる同種の工事の施工実績〔及び上記 4、(8)、ウに掲げる配置予定の技術者の同種の工事の経験〕の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的

であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績〔及び経験〕をもって行う。

【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

(4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の工事の施工実績〔及びウの配置予定の技術者の同種の工事の経験〕については、○年以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

ア 同種工事施工実績書

上記 4、(6)に掲げる同種の工事の施工実績を別添様式○に記載すること。記載できる同種の工事の施工実績の件数は3件までとする。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する契約書の写し等を提出すること。ただし、当該工事が、本市発注工事である場合は、契約書の写し等を提出する必要はない。なお、契約書の写し等の記載が日本語によらない場合には、日本語に訳した書面（様式は自由）を添付すること。

ウ 配置予定技術者経歴書

上記 4、(8)に掲げる配置予定の技術者の資格〔及び同種の工事の経験〕を別添様式○に記載すること。〔記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。〕なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格〔及び同種の工事の経験〕を記載することもできる。【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

【上記ア～ウ以外に資料の提出を求める場合は、ウの次に作成の要領等を記載する。】

(5) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、○年○月○日までに一般競争入札参加資格確認

通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使
用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認め
た理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 ○年○月○日 ○時○分

イ 提出場所 2に同じ。

ウ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるも
のは受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、○年○月○日までに書面により回答する。

8 現場説明会【現場説明会を行う場合のみ記載する。】

現場説明会を次に従い行う。

(1) 日時 ○年○月○日 ○時○分から。

(2) 場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目
札幌市○○○○会議室（○階）

(3) その他 図面及び仕様書を保持している者は持参すること。

9 入札説明書〔等〕に対する質問回答

(1) 入札説明書〔及び現場説明〕に対する質問がある場合においては、次に従い、書
面（様式は自由）により提出すること。【〔 〕は現場説明会を行う場合のみ記載す
る。】

ア 提出期間 ○年○月○日から○年○月○日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分か
ら○時○分まで。

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参し、又は送付することにより提出するものとし、電送に

よるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 閲覧場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目
札幌市○○○○会議室（本庁舎○階）

10 設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 閲覧場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目
札幌市○○○○会議室（本庁舎○階）

若しくは

〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目
○○○○○○○ 電話○○○-○○○-○○○○○

(2) 入札参加を希望する者は、上記閲覧期間中、次の場所において設計図書を有料で複写することができる。

〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目
○○○○○○○ 電話○○○-○○○-○○○○○

(3) 設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問を別添様式○に記載して提出すること。

ア 提出期間 ○年○月○日から○年○月○日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参し、又は送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 閲覧場所 〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇〇〇会議室（本庁舎〇階）

11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 〇年〇月〇日〇時〇分（ただし、送付による入札の受領期限は、〇年〇月〇日〇時〇分）

(2) 場所 〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目
札幌市〇〇〇入札室

ただし、送付による入札書の提出場所（宛て先）は、2に同じ。

(3) その他 入札書の提出に当たっては、本市により入札参加資格があることが確認された旨の上記6、(5)に掲げる通知書の写しを持参すること。ただし、送付による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

12 入札方法等

(1) 入札書は持参又は送付により提出すること。電送による入札は認めない。

(2) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。

(3) 送付による入札の場合は、書留送付又はそれと同等と認められるものによること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(6) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(7) 上記(6)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金

本工事に係る契約の締結に際しては、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 24 条の規定に基づき、本工事に係る契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない（保証金の取扱店 ○○銀行○○店）。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 工事費内訳書の提示【必要な場合のみ記載する。】

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。なお、送付による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は、担当員が確認の後返却する。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札の立会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

16 入札の無効

札幌市交通局告示第○○号（○年○月○日）において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、札幌市交通局契約規程及び札幌市交通局競争入札参加者心得（平成 15 年 10 月 29 日管理者決裁。以下「入札心得」という。）等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているものその他開札のときにおいて上記 4 に掲げる資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

地方自治法第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により上記 3 に示した工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

18 手続における交渉の有無

無。

19 契約書作成の要否等

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。【工事に応じた契約書案を添付する。】

20 契約締結期限

本工事の契約締結期限は○年○月○日○時○分までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

21 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の 4 割以内とする。〔ただし、前払金は、年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。〕

(2) 中間前払金

ア 契約金額の 2 割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の 10 分の 6 を超えないことと〔し、年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。〕する。

イ 中間前払金の支払は、〔各年度において〕工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の 2 分の 1 以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。〔ただし、各年度末に支払った部分払金は除く。〕

(3) 部分払金

ア 札幌市交通局契約規程第 48 条第 2 項の規定による部分払金の支払回数は、○回以内とする。ただし、前払金を支払った場合は 1 回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。〔ただし、各年度末に限り部分払金を請求することはできる。〕

【〔 〕は継続工事の場合のみ記載する。】

22 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 5 号に定められた同種工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
有。

23 苦情申立て

上記 6 に掲げた入札参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 1 2 月 2 8 日市長決裁）により、札幌市入札・契約等審議委員会（連絡先：札幌市財政局管財部契約管理課、電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）に対して苦情を申立てることができる。

24 苦情申立てによる落札の取り消し等

本工事については、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取り消し、契約の締結又は執行の停止等をする場合がある。

25 関連情報を入手するための照会窓口

2 に同じ。

なお、工事の内容については、次の部局に照会すること。

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本書に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (3) 落札者は、上記 6、(4)、ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載した配置予定の技術者を契約した工事の現場に配置すること。
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停

止を行うことがある。

一般競争入札を行うので、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年交通局規程第 11 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

〇年〇月〇日

札幌市交通事業管理者
交通局長

記

1 契約担当部局

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

2 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇工事
- (2) 工事場所 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目
- (3) 工事内容 鉄筋コンクリート造、〇階、延面積〇㎡
- (4) 工期 〇年〇月〇日まで
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇㎥、鉄筋〇〇 t、アスファルト合材〇〇 t、ガードレール〇〇m

3 発注方式

この工事は、特定共同企業体による共同施工方式とする。

4 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが下記 5 に掲げる構成員の条件を満たし、かつ、下記 6 に掲げる結成条件を満たしていなければならない。

5 共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) ○年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「○○」で登録していること。（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき工種「○○」の再認定を受けていること。）
- (3) 札幌市における(2)の登録の際に客観的事項について算定された点数が○○○○点以上であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (4) 札幌市交通局競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本工事と同種の工事（○年以後に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について元請としての施工実績があること。ただし、同種の工事の実績が、共同企業体によるものである場合は、出資比率が 20%以上であること。【同種の工事の条件を工事ごとに詳細に明示する。】
- (7) 本工事の施工計画が適正であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ア 1 級○○施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- ウ 工事場所に配置する技術者が、上記(6)に掲げる同種の工事に該当するものの経験 を有すること。【必要な場合のみ記載する。】
- (9) 上記 2 に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (10) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又

は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)。

(13) その他【必要な場合のみ記載する。】

6 共同企業体の結成条件

入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が〇社であること。
- (2) 各構成員が、本工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (5) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (6) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

7 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。
- (2) 交付場所 1に同じ。

8 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参すること。

9 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 日時 〇年〇月〇日〇〇時〇〇分(ただし、送付による入札の受領期限は、〇年〇月〇日〇〇時〇〇分)
- (2) 場所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目 〇〇〇入札室(ただし、送付による入札の提出場所は、1に同じ。)
- (3) 提出方法 持参又は送付すること。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 免除。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 地方自治法第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 5 号に定められた同種工事を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。
- (9) 現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 1 に同じ。
なお、工事の内容については、次の部局に照会すること。
〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目
札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
- (11) 入札参加資格者名簿に登録していない者を構成員とする共同企業体の参加 上記 5 (2) に掲げる登録をしていない者を構成員とする共同企業体も上記 8 により申請書及び資料を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時ににおいて、当該構成員が当該登録を完了し、かつ、当該共同企業体が入札参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は入札説明書による。

12 Summary 【概要】

- (1) Subject matter of the contract:Construction work of the ・ ・【工事名】
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: ・ ・【申請書及び資料の提出期限】
- (3) Time-limit for the submission of tenders: ・ ・【入札日時】 (tenders submitted by mail: ・ ・【送付による入札の期限】)
- (4) The office in charge of the contract and the contact point for tender documentation: ・ ・【契約担当部局及び入札説明書配付場所】

別記2の2（標準入札説明書例（特定共同企業体用））

入札説明書

札幌市交通局の〇〇〇〇工事に係る入札告示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日及び告示番号 〇年〇月〇日 札幌市交通局告示第〇〇号

2 契約担当部局

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

3 工事概要

(1) 工事名 〇〇〇〇工事

(2) 工事場所 札幌市〇区〇〇条〇〇丁目

(3) 工事内容 鉄筋コンクリート造、〇階、延面積〇㎡

(4) 工期 〇年〇月〇日まで

(5) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇㎥、鉄筋〇〇t、アスファルト合材〇〇t、ガードレール〇〇m

4 発注方式

この工事は、特定共同企業体による共同施工方式とする。

5 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが下記6に掲げる条件を満たし、かつ、下記7に掲げる結成条件を満たしていなければならない。

6 共同企業体の構成員の条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「〇〇」で登録していること。

（会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき工種「〇〇」の再認定を受けていること。）

- (3) 札幌市における(2)の登録の際に客観的事項について算定された点数が〇〇〇〇点以上であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (4) 札幌市交通局競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成14年5月31日管理者決裁。以下「指名停止措置要領」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本工事と同種の工事（〇年以後に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）について元請としての施工実績があること。ただし、同種の工事の実績が、共同企業体によるものである場合は、出資比率が20%以上であること。【同種工事の条件を工事ごとに詳細に明示する。】
- (7) 本工事の施工計画が適正であること。【必要な場合のみ記載する。】
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できると。
- ア 1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。【建築工事の場合。】
- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者
- (イ) これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- ウ 工事場所に配置する技術者が、上記(6)に掲げる同種の工事に該当するものの経験を有すること。【必要な場合のみ記載する。】
- (9) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は同一入札に参加することができない。（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- ア 資本関係

(ア) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(13) その他【必要な場合に記載する。】

7 共同企業体の結成条件

入札参加を希望する者は、次の結成条件を満たした共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が〇社であること。
- (2) 各構成員が、本工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (5) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (6) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

8 設計業務等の受託者等

上記6、(3)の「上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

〇〇〇〇設計株式会社

9 入札参加資格の確認等

(1) この入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。この場合において、送付又は電送による申請は受け付けない。

なお、上記6、(2)に掲げる登録をしていない者を構成員とする共同企業体も次に従い申請書と資料を提出することができる。この場合において、当該構成員が上記6(1)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記6、(2)

及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた共同企業体が入札に参加するためには、当該構成員が開札の時ににおいて上記 6、(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(2) 申請書は、別添様式○により作成すること。

(3) 上記 6、(6)に掲げる同種の工事の施工実績〔及び上記 6、(8)、ウに掲げる配置予定の技術者の同種の工事の経験〕の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績〔及び経験〕をもって行う。【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

(4) 資料は次に従い作成すること。

なお、アの同種の工事の施工実績〔及びウの配置予定の技術者の同種の工事の経験〕については、○年以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

ア 同種工事施工実績書

上記 6、(6)に掲げる同種の工事の施工実績を構成員ごとに別添様式○に記載すること。記載できる同種の工事の施工実績の件数は各構成員につき 3 件までとする。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する契約書の写し等を提出すること。ただし、当該工事が、本市発注工事である場合は、契約書の写し等を提出する必要はない。なお、契約書の写し等の記載が日本語によらない場合には、日本語に訳した書面（様式は自由）を添付すること。

ウ 配置予定技術者経歴書

上記 6、(8)に掲げる配置予定の技術者の資格〔及び同種の工事の経験〕を別添様

式〇に記載すること。〔記載する同種の工事の経験の件数は各技術者につき 1 件でよい。〕なお、各構成員の配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格〔及び同種の工事の経験〕を記載することもできる。【〔 〕は必要な場合のみ記載する。】

また、共同企業体の構成員が同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した当該共同企業体は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。構成員が他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ 特定共同企業体協定書

札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年10月 8 日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

【上記ア～エ以外に資料の提出を求める場合は、エの次に作成の要領等を記載する。】

(5) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、〇年〇月〇日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 〇年〇月〇日 〇時〇分

イ 提出場所 2 に同じ。

ウ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるもの

は受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、○年○月○日までに書面により回答する。

11 現場説明会【現場説明会を行う場合のみ記載する。】

現場説明会を次に従い行う。

(1) 日時 ○年○月○日 ○時○分から。

(2) 場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目

札幌市○○○○会議室（本庁舎○階）

(3) その他 図面及び仕様書を保持している者は持参すること。

12 入札説明書〔等〕に対する質問回答

(1) 入札説明書〔及び現場説明〕に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。【〔 〕は現場説明会を行う場合のみ記載する。】

ア 提出期間 ○年○月○日から○年○月○日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参し、又は送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 閲覧場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目

札幌市○○○○会議室（本庁舎○階）

13 設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 ○年○月○日から○年○月○日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

イ 閲覧場所 〒○○○ 札幌市○○区○○条○○丁目

札幌市○○○○会議室（本庁舎○階）

若しくは

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- (2) 入札参加を希望する者は、上記閲覧期間中、次の場所において設計図書を有料で複写することができる。

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- (3) 設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問を別添様式〇に記載して提出すること。

ア 提出期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。

イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参し、又は送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (4) (3)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。

イ 閲覧場所 〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇〇〇会議室（本庁舎〇階）

14 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 〇年〇月〇日〇時〇分（ただし、送付による入札の受領期限は、〇年〇月〇日〇時〇分）

- (2) 場所 〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇〇入札室

ただし、送付による入札書の提出場所（宛て先）は、2に同じ。

- (3) その他 入札書の提出に当たっては、本市により入札参加資格があることが確認された旨の上記9、(5)に掲げる通知書の写しを持参すること。ただし、送付による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

15 入札方法等

- (1) 入札書は持参又は送付により提出すること。電送による入札は認めない。
- (2) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (3) 送付による入札の場合は、書留送付又はそれと同等と認められるものによること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、その構成員が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (6) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (7) 上記(6)の規定にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

17 工事費内訳書の提示【必要な場合のみ記載する。】

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。なお、送付による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、担当員が確認の後返却する。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

18 開札の立会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が

開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

19 入札の無効

札幌市交通局告示第〇〇号（〇年〇月〇日）において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）及び札幌市交通局競争入札参加者心得（平成15年10月29日管財部長決裁。以下「入札心得」という。）等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているものその他開札のときにおいて上記5に掲げる資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により上記3に示した工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

21 手続における交渉の有無

無。

22 契約書作成の要否等

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。【工事に応じた契約書案を添付する。】

23 契約締結期限

本工事の契約締結期限は〇年〇月〇日〇時〇分までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

24 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。〔ただし、前払金は、年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。〕

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないことと〔し、年度別の出来形予定額に応じて分割して支払う。〕する。

イ 中間前払金の支払は、〔各年度において〕工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。〔ただし、各年度末に支払った部分払金は除く。〕

(3) 部分払金

ア 札幌市契約規程第48条第2項の規定による部分払金の支払回数は、〇回以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。〔ただし、各年度末に限り部分払金を請求することはできる。〕

【〔 〕は継続工事の場合のみ記載する。】

- 25 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号に定められた同種工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
- 有。

26 苦情申立て

上記9に掲げた入札参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月28日市長決裁)により、札幌市入札・契約等審議委員会（連絡先：札幌市財政局管財部契約管理課、電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）に対して苦情を申立てることができる。

27 苦情申立てによる落札の取り消し等

本工事については、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取り消し、契約の締結又は執行の停止等をする場合がある。

28 関連情報を入手するための照会窓口

2 に同じ。

なお、工事の内容については、次の部局に照会すること。

〒〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目

札幌市〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

30 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本書に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (3) 落札者は、上記 9、(4)、ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載した配置予定の技術者を契約した工事の現場に配置すること。
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

様式 1

契 約 担 当 部			
部 長	課 長	係 長	係

工 事 等 担 当 部				

制限付一般競争入札の適用除外について

下記工事（業務）については、札幌市交通局工事一般競争入札施行要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、制限付一般競争入札をしないことといたしたい。

工事（業務）名	
工 期 （履行期間）	
制限付一般競争入 札を適用しない理由	

年 月 日

局 部 課

（あて先）札幌市交通事業管理者

(単体企業の場合)

住所
商号又は名称
代表者名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

(共同企業体の場合)

企業体名

共同企業体

※経常共同企業体の場合のみ記入
工種 ()
等級 ()
参加資格者番号 ()

(構成員)

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

年 月 日付けで入札告示のありました _____
に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請者（各構成員を含む。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 13 日交通事業管理者決裁）第 6 条に該当する者であること及び告示に定める入札参加資格を満たす者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備考
	同種工事施工実績書	
	工事施工証明書又は契約書（写）及び工事概要（写）等	
	配置予定技術者経歴書	
	工事等積算内訳書（札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算したもの）	
	技術評価申告事項	※総合評価落札方式適用工事の場合のみ添付
	評価項目に関する申告書	
	活動実績申告書	
	その他の資料	

注 必要な書類を告示及び入札説明書により確認し、添付した書類は「添付の有無」欄に○印を記載してください。

（あて先）札幌市交通事業管理者

（単体企業の場合）
住所 業種（ ）
商号又は名称 印 等級（ ）
代表者名 本店所在地（市内・市外）
参加資格者番号（ ）

（特定共同企業体の場合）
企業体名
特定共同企業体

（構成員）
住所 業種（ ）
商号又は名称 印 等級（ ）
代表者氏名 本店所在地（市内・市外）
参加資格者番号（ ）

住所 業種（ ）
商号又は名称 印 等級（ ）
代表者氏名 本店所在地（市内・市外）
参加資格者番号（ ）

住所 業種（ ）
商号又は名称 印 等級（ ）
代表者氏名 本店所在地（市内・市外）
参加資格者番号（ ）

年 月 日付けで入札告示のありました _____
に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、申請者（各構成員を含む。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること、札幌市交通局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 13 日交通事業管理者決裁）第 6 条に該当する者であること及び告示に定める入札参加資格を満たす者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備考
	同種業務履行実績書	
	業務履行証明書又は契約書（写）及び業務概要（写）等	
	配置予定技術者経歴書	
	工事等積算内訳書（札幌市交通局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算したもの）	
	技術評価申告事項	※総合評価落札方式適用業務の場合のみ添付
	評価項目に関する申告書	
	活動実績申告書	
	その他の資料	

注 必要な書類を告示及び入札説明書により確認し、添付した書類は「添付の有無」欄に○印を記載してください。

同種工事施工実績書

会社名 _____

工事名		
発注者		
施工場所	(都道府県・市町村名)	
契約金額	円 (うち出資金額 円)	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
施工形態等	元請・共同企業体 (代表者・構成員 出資比率 %)	
工事概要		
工事成績点 (※)	点	

注 1 下記注 2 の場合を除き、原則として提出する施工実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 2 総合評価落札方式適用工事の場合は、提出できる施工実績は 1 工事のみとします。ただし、告示において、複数の施工実績で入札参加資格を満たすことを認めている場合は、必要な施工実績に応じて本様式を提出してください。

注 3 共同企業体で申請する場合は、構成員それぞれが上記注 1 又は注 2 に基づき必要な数の実績を提出してください。

注 4 (※) 総合評価落札方式適用工事において、評価項目に「提出された工事实績の成績点」があり、当該施行工事实績が本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した当初設計金額が 500 万円以上の本市発注工事である場合は、工事成績評定点を記入してください。また、工事成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

注 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

同種業務履行実績書

会社名 _____

業務名		
委託者		
履行場所	(都道府県・市町村名)	
契約金額	円 (うち出資金額 円)	
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
履行形態等	元請・共同企業体 (代表者・構成員 出資比率 %)	
業務概要		
業務成績点 (※)	点	

注 1 下記注 2 の場合を除き、原則として提出する履行実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 2 総合評価落札方式適用業務の場合は、提出できる履行実績は 1 業務のみとします。ただし、告示において、複数の履行実績で入札参加資格を満たすことを認めている場合は、必要な履行実績に応じて本様式を提出してください。

注 3 共同企業体で申請する場合は、構成員それぞれが上記注 1 又は注 2 に基づき必要な数の実績を提出してください。

注 4 (※) 総合評価落札方式適用業務において、評価項目に「提出された業務実績の成績点」があり、当該履行実績が本業務の入札説明書に明示する期間に完了した当初設計金額が 100 万円以上の本市発注業務である場合は、業務成績評定点を記入してください。また、業務成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

注 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

配置予定技術者経歴書

会社名 _____

区分	☐ 監理技術者（※）	☐ 主任技術者				
氏名			生年月日	年	月	日（満 歳）
経験年数	年		雇用年月数	年	月	日（ 年 か月）
最終学歴	卒業年月	学校名		専攻科目		
	年 月					
技術資格	取得年月	免許等の種類				
	年 月					
	年 月					
	年 月					

入札参加資格における従事経験

工事名					
発注者			しゅん功日	年	月 日

注 1 本工事の技術者の資格要件を確認できる事項を記入してください。（技術資格等により本工事の技術者の資格要件を満たす場合は、経験年数及び最終学歴を記載する必要はありません。）

注 2 （※）監理技術者の場合は監理技術者資格者証を添付してください。

注 3 「入札参加資格における従事経験」欄は、入札参加資格として配置予定技術者の従事経験を求めている場合、引渡しが済んでいる元請としての実績を記入してください。

注 4 着手に当たってはこの様式に記入した技術者を配置してください。原則として他の技術者への変更は認めません。

注 5 共同企業体で申請する場合、構成員各社について 1 枚ずつ提出してください。

注 6 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

----- 以下は総合評価落札方式において評価項目となっている場合に記入してください。 -----

1 過去 10 年間の主任（監理）技術者等としての従事経験

工事名			工事成績点	点
発注者			しゅん功日	年 月 日
従事した立場	☐ 主任（監理）技術者として中心的立場で従事			
	☐ 監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事			
	☐ 担当技術者として従事			

注 7 本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した同種工事への従事経験について記入してください。

注 8 従事した立場を選択し、コリンズの登録内容確認書の写し等、従事した立場を確認できる書類を添付してください。

注 9 本工事の評価項目に「過去の従事工事における成績点」があり、従事した工事が本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した当初設計金額が 500 万円以上の本市発注工事である場合は工事成績評定点を記入してください。また、工事成績評定の結果通知の写しを添付してください。

2 現場代理人としての従事経験

工事名			本工事と同種工事か	☐ 同種工事である ☐ 同種工事でない
発注者			しゅん功日	年 月 日

注 10 本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した公共工事への現場代理人としての従事経験について記入し、コリンズの登録内容確認書の写し等、従事の立場を確認できる書類を添付してください。ただし、本工事が人材確保・育成型以外の適用工事であって、従事した工事が本工事と同種工事でないときは、本項目の記入は不要です。

注 11 申請者が共同企業体である場合は、代表者のみ記入してください。

3 本工事に関連する資格等保有状況・継続教育（CPD）の取得状況

資格等保有状況	取得年月	免許等の名称	
	年 月		
CPD 取得	団体名	取得単位数	対象期間
			年 月 日 ～ 年 月 日

注 12 本工事の入札説明書に明示する資格等について記入してください。

注 13 本工事の入札説明書に明示する団体における CPD 取得状況について記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

配置予定技術者経歴書

会社名 _____

区分	主任技術者		
氏名		生年月日	年 月 日（満 歳）
技術資格	取得年月	免許等の種類	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

入札参加資格における従事経験

業務名			
委託者		完了日	年 月 日

注 1 本業務の技術者の資格要件を確認できる事項を記入してください。
注 2 「入札参加資格における従事経験」欄は、配置予定技術者の同種業務の履行経験が入札参加資格となっている場合、引渡しが済んでいる元請としての実績を記入してください。
注 3 着手に当たってはこの様式に記入した技術者を配置してください。原則として他の技術者への変更は認めません。
注 4 共同企業体で申請する場合、構成員各社について 1 枚ずつ提出してください。
注 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

----- 以下は総合評価落札方式において評価項目となっている場合に記入してください。 -----

1 過去 10 年間の主任技術者（照査技術者）としての従事経験

業務名			業務成績点	点
委託者		完了日	年 月 日	
従事した立場	☐ 主任技術者として従事 ☐ 照査技術者として従事			

注 6 本業務の入札説明書に明示する期間に完了した同種業務への従事経験について記入してください。
注 7 従事した立場を選択し、テクリスの登録内容確認書の写し等、従事した立場を確認できる書類を添付してください。
注 8 本業務の評価項目に「過去の従事業務における成績点」があり、従事した業務が本業務の入札説明書に明示する期間に完了した当初設計金額が 100 万円超の本市発注工事である場合は業務成績評定点を記入してください。また、業務成績評定の結果通知の写しを添付してください。

2 本業務に関連する資格等保有状況・継続教育（CPD）の取得状況

資格等保有状況	取得年月	免許等の名称	
	年 月		
CPD 取得	団体名	取得単位数	対象期間
			年 月 日 ～ 年 月 日

注 9 本業務の入札説明書に明示する資格等について記入してください。
注 10 本業務の入札説明書に明示する団体における CPD 取得状況について記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

年 月 日
第 号

一般競争入札参加資格確認通知書

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 印

先に申請のあった_____に係る競争入札参加資格について、下記の
とおり確認したので、通知します。

記

入札告示日	年 月 日	
工事（業務）名		
競争入札参加 資格の有無	有	競争入札参加資格がないと認めた理由
	無	
入札保証金及び契約保証金 の納付	入札保証金..... 免除 契約保証金..... 納付 ・ 免除	

注 (1) 競争入札参加資格がないと通知された方は、当市に対してその理由の説明をもとめることができます。説明を求める方は、入札説明書に従い、契約担当部局へ、その旨を記載した書面を提出してください。同書に記載した期日までに書面にて回答します。

(2) 契約保証金は、契約の際に、告示文に掲げた手続きを行うことで免除されます。

入札参加資格に係る理由説明書

第 号
年 月 日

様

札幌市交通事業管理者
交通局長 印

先に請求のあった、入札参加資格確認の結果について、下記のとおり説明いたします。

なお、本説明書に不服があるときは、本説明書を受け取った日の翌日から起算して１０日（札幌市の休日定める条例（平成２年条例第２３号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、書面に理由を付して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

[illegible]

質 疑 応 答 書

(あて先) 札幌市交通事業管理者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(工事名)

[illegible]